

令和2年10月29日
令和3年2月5日一部改訂
国土交通省 江戸川河川事務所

首都圏外郭放水路 防災地下神殿ロゴマークの活用について

首都圏外郭放水路をさらに親しみやすい施設とし、より一層の効果的な事業広報、地域振興及びインフラツーリズムの拡大を図るためデザインしました。ロゴマークの使用申請手続き及びFAQを作成しておりますので、ご活用くださいますようお願いいたします。

記

【ロゴマーク使用申請について】

1. ロゴマーク申請担当者宛のメールアドレス (ktr-edogawa-koho_hp@mlit.go.jp) に、別紙「防災地下神殿」ロゴマーク使用申込書を添えて申請して下さい。

なお、「使用方法」については、実際使用する場合のデザインを確認させて頂きたいため、ロゴマークを入れたデザイン PDF（企画案やイメージがわかるもの）の提出をお願い申し上げます。

2. 内容を審査して、ロゴマーク担当者から、許可・不許可の連絡をします。なお、使用にあたりましては、実際の使用状況が判る写真等を後日送付願います。

【ロゴマークデザイン】

基本デザイン



拡張デザイン（推奨）



※許可後に、イラストレーター（Illustrator）で作成したデータを提供します。

【ロゴマーク使用に関するFAQ】

（デザイン関係）

Q. ロゴマークに別のデザインを重ねることはできますか。

A. 重ならない形で近づけることはできますが、個別に判断させていただきます。

Q. ロゴマークの色を変更することはできますか。

A. 変更できます。

Q. ロゴマークは他の言語のバージョンはないのですか。

A. ございません。

Q. 防災地下神殿は外してロゴマークのみを利用することはできますか。

A. 防災地下神殿の文字を外してロゴマークのみを利用することはできません。（前ページの基本デザインのとおりに。）

Q. ロゴマークの大きさはそのまま、防災地下神殿を拡大縮小することはできますか。

A. 拡大や縮小はできます。

Q. ロゴマークを目立たせるために、外枠をつけることはできますか。

A. ロゴマークにかからなければ、外枠をつけることはできます。

Q. 「日本が世界に誇る」「首都圏外郭放水路」の文字は変更しても良いですか。

A. 「防災地下神殿」の文字は変更できませんが、「日本が世界に誇る」「首都圏外郭放水路」については変更が可能です。「春日部市が世界に誇る」のバージョンも存在します。
個別に判断させていただきます。

（使用方法関係）

Q. 営利目的の使用も可能ですか。

A. 使用が可能です。

Q. 個人による使用は可能ですか。

A. 個人の方が私的に使用する場合は、申請の必要はありません。
個人の方でも販売目的などで使用する場合は、申請が必要です。

Q. 企業の販売促進ツールに使用することはできますか。

A. 使用できます。

Q. 販売用のお土産品の包装紙に使用することはできますか。

A. 使用できます。

Q. Tシャツやクッキーに印字し使用することはできますか。

A. 使用できます。

Q. TVCMで使用することはできますか。

A. 使用できます。

Q. 海外でロゴマークを使用することはできますか。

A. 使用できます。

Q. 期間はどのくらいまで認められますか。

A. 使用の目的、使用する商品・サービスの内容、表示の仕方等によって必要な期間としてください。

Q. 一度申請すれば、別の商品にも使用することはできますか。

A. 別の商品に使用する場合など、申請内容と異なる使用をする場合には、その都度申請が必要です。

(手続き関係)

Q. クライアントから印刷物にロゴマークを入れるように言われていますが、どうしたらよいですか。

A. ロゴマークの使用主体から使用申請の手続きをお願いします。

(使用承認の取り消し)

ロゴマーク等の使用の申請をした者が下記の項目に該当する場合はロゴマークの使用について、申請時にさかのぼって承認を取り消します。その場合、使用承認を受けた者に損害が生じて、江戸川河川事務所はその責めを負わないものとします。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規程する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（法第2条第6号に規程する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接

的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

⑦ 上記②から⑥に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人

⑧ その他、江戸川河川事務所がロゴマークの使用について、著しく不相当と認めた場合。

【ロゴマーク使用に関する問い合わせ先】

国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 調査課

〒278-0005 千葉県野田市宮崎134

電話番号 04-7125-7317

別紙

「防災地下神殿」 ロゴマーク使用申込書

申込日 令和 年 月 日

商標登録番号	 商標登録第6269689号 (T6269689)
使用目的	(使用の目的、使用する商品・サービスの内容、表示の仕方等を記述してください) (例) ・首都圏外郭放水路と〇〇を見学するツアーのチラシにロゴマークを印刷することにより、施設をPRすると共にツアーの集客を図る。 ・クッキーにロゴマークを印刷し、施設をPRすると共に店舗で販売したい ・〇〇食堂で地下神殿カレーを販売する際のメニューやチラシに印刷したい。
使用方法	(具体的な使用方法が判る図等を添付して下さい。媒体を使用する場合はその媒体名等を含みます。)
予定数量	
使用期間	(使用する期間を記述してください) 2020 年 8 月 1 日 から 2025 年 3 月 31 日 まで
連絡先	会社名： 〇〇〇〇〇(株) 春日部店 住所： 〒344-8577 埼玉県春日部市中央六丁目 番地 部署： 販売事業部 役職： 部長 氏名： 〇〇 〇〇 (カナ) 〇〇〇〇 〇〇〇〇 電話： 048-736-XXXX メール： XXXX@XXXX.XX.XX
その他	(事業者の事業内容など追加資料の提出を求める場合がございます。)